

三次市教育委員会議案第 3 2 号

三次市青少年指導相談員設置及び服務規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成 2 5 年 2 月 2 5 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市青少年指導相談員設置及び服務規則の一部を改正する規則  
(案)

三次市青少年指導相談員設置及び服務規則（平成 1 6 年三次市教育委員会規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「, 2 年」を「, 1 年」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は, 平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日の前日までに改正前の規則 2 条の規定により任命された三次市青少年指導相談員については, なお従前の例による。